

京都大学	博士(文学)	氏名	井 谷 鋼 造
論文題目	アラビア文字刻銘文資料研究序説		
(論文内容の要旨) 「アラビア文字刻銘文資料研究序説」と題した主論文は序章に次いで以下の7章から成っている。 序章 西アジア・中央アジア歴史研究の扉頁としての刻銘文資料 第1章 西暦12-15世紀アナトリアの歴史的なモニュメントに残されたアラビア文字刻銘文資料が語るもの 第2章 歴史的なモニュメントに残されたアラビア文字刻銘文資料 ー 西暦15-17世紀のイスタンブルを中心として ー 第3章 トルコ共和国ニイデ市内にある西暦13-15世紀のアラビア文字刻銘文資料 第4章 トルコ共和国アマスヤ市内にある西暦13-15世紀のアラビア文字刻銘文資料 第5章 トルコ共和国イズニク市内にある西暦14-15世紀のアラビア文字刻銘文資料 第6章 トルコ共和国エディルネ市内にある西暦15世紀のアラビア文字刻銘文資料 第7章 サマルカンドの通称ビービー・ハヌム・マスジドとトゥルクスタン市のアフマド・ヤサヴィー廟に残る刻銘文資料 まず、序章では本稿を作成した目的や動機、これまでの先行研究の概要を述べた。ヨーロッパやオスマーン帝国では、約100年前から本格的な刻銘文研究が始まったが、その後順調に研究成果が蓄積されてきたわけではなく、20世紀の歴史の激動とも関わって多くの刻銘文資料が失われ、また所在不明となって現在に至っているものもある。欧米の研究では、刻銘文資料研究の開拓者というべき Max van Berchem の研究が有名であり、アナトリア地域でファン・ベルシェムの共同研究者となった Halil Ethem の研究が重要である。その後オスマーン帝国からトルコ共和国へかけて活躍した İsmail Hakkı Uzunçarşılı、さらに第2次世界大戦後トルコ国内の地方史研究に従事した İbrahim Hakkı Konyalı もアナトリアの各地で刻銘文資料を精力的に調査・研究しており、これらが本稿にとって重要な先行研究である。序章ではまた、いくつかの実例を挙げながら、宮廷の書庫などに収められた写本の扉頁などに刻銘文資料と類似・共通する文言が書かれていることを指摘し、本稿で扱う刻銘文資料が、写本の扉頁の如く、歴史研究の扉頁のような役割や内容を持っているのではないか、という推測を行なった。 第1章では、西暦12-15世紀のアナトリア地域を中心に各地の「モニュメント」に残された計19点の刻銘文資料のアラビア文字原文、日本語訳、解説を載せて、それぞれの刻銘文資料の伝える内容や特に、セルジューク朝、バイリク時代、15世紀前半まで			

のオスマーン朝の支配者たちが刻銘文上で使用した称号や形容辞などの実例を考察した。セルジューク朝の支配者たちは「スルターン」という称号とともに、ペルシア語の「シャーハンシャーフ」という称号を併記することが多く、また13世紀の半ばまで存在していたアッバース朝のハリーフ「信者たちの長」に由来する称号を用いていた。14世紀の初めにセルジューク朝の政権が消滅し、西アジアがモンゴルの強力な影響下におかれると、刻銘文上にもその状況が現れて、モンゴル（イルハン国）の支配者たちがイスラーム改宗すると、ガーザーン・ハーン以降の支配者は従来の「スルターン」と共に「ハーカーン」という称号を用い始めた。ベイリク時代の初期、特に14世紀の前半アナトリアに群立したベイリクの支配者たちは、オスマーン朝を含めて「アミール」の称号を用い、「～・ベグ」と名乗っていた。しかし、14世紀後半になってモンゴル政権イルハン国も消滅し、アナトリアをはじめ西アジア各地に強大な統一国家がなくなると、ベイリクの支配者たちは、かつてのセルジューク朝と同じ「スルターン」の称号を使用し始めた。オスマーン朝では第3代の君主ムラード1世の時代から刻銘文上で「スルターン」「ハーカーン」称号の使用が始まった。また、ムラード1世以降は君主やその祖先が「～・ハーン」と称される例も増える。これらの表現は、その後オスマーン家の歴代君主たちに受け継がれ、様々な形容辞と共に書物となった史料のみならず、刻銘文上でも使用され続けた。

第2章では、前章に続く時代のオスマーン朝の主要なモニュメントに残された刻銘文資料13点の内容を紹介・考察した。1453年イスタンブルを征服したムハンマド（メフメド）2世はそのモニュメントたるファーティフ・ジャーミウやバーブ・フマーユーンの石板銘文の中で自らがイスタンブルの征服者であることを明示して、その武勲を誇示している。その子バーヤズィード2世は、刻銘文上の表現も父ムハンマドに倣うことが多かったようで、次のサリーム（セリム）1世時代の刻銘文は実例が少ないが、1514年サファヴィー朝軍を打ち破り、さらに1517年にはマムルーク朝を滅ぼしてエジプト、シリア、ヒジャーズなどのアラブ地域を支配下に置いたことを明示するような表現が刻銘文上にも表れるようになる。スライマーンの時代はオスマーン朝の全盛期であり、イスタンブルのスライマーニーヤ・ジャーミウの石板銘文はスライマーンの「カーヌーン」（世俗法）制定者としての側面を伝える表現をも含んでいる。このような実例の存在を考慮すれば、全く新しい歴史的な発見があるわけではないが、これまでの通説を再検討したり、再確認する上で、西アジアの歴史研究にアラビア文字刻銘文資料の伝える内容が有益であることを納得できるのではなかろうか。

第3章は、アナトリア中部の町ニイデに残る13-15世紀の刻銘文資料9点を解説・紹介し、それらが伝える内容を考察したもので、オスマーン朝時代のものは含まれていない。ニイデはセルジューク朝、カラマン・ベイリク時代のモニュメントがいくつか残っているだけの小都市に過ぎないが、この章で紹介した刻銘文資料には、セルジューク朝からモンゴル支配時代を経てカラマン・ベイリク期に至るアナトリアの歴史を考

察する上で重要な情報や記録が含まれている。カラマン・ベイリク時代の刻銘文資料は残存する事例が少ないが、ほぼ先行するセルジューク朝時代のものと内容が類似しているものが多い。

第4章は、アナトリア北部の町アマスヤに残る13-15世紀の刻銘文資料10点を解説・紹介し、それらが伝える内容を考察したもので、前章のニイデとは異なり、アマスヤは15世紀にはオスマーン朝の支配下に入っていたため、15世紀以降の刻銘文はオスマーン朝下で造られたものである。アマスヤは13世紀以前ダーニシュマンド朝というトゥルクマーン系の小政権の影響下にあったために、セルジューク朝支配以前の刻銘文が1点だけ見られる。アマスヤの刻銘文資料については、トルコ共和国の歴史学者ウズンチャルシュルによる優れた先行研究があり、オスマーン朝時代の刻銘文資料については専らその成果を引用した。しかし、アマスヤにある、モンゴル時代の「ダールッシファー」(病院)の石板銘文については、ウズンチャルシュルの解説の誤りを指摘することができた。この銘文はモンゴル支配時代の14世紀初め、イルハン国のウールジャーイトゥー・スルターンが「スルターン」「ハーカーン」という二つの称号を用いていたことを示す、数少ない事例の一つである。アマスヤのバーヤズィード2世ジャーミウに残る石板銘文は、同時代のイスタンブルの諸モニュメントに残されたものに劣らぬ立派なもので、有名な書家の手になるものである。

第5章は、アナトリア西部の町イズニク(ニカイア)とブルサ、ゲリボルに残る14-15世紀の刻銘文資料計11点を解説・紹介し、それらが伝える内容を考察したもので、全て初期オスマーン朝時代の歴史に関わる銘文である。オスマーン朝初期の君主、特に第2代オルハン(ウールハーン)は「ベグ」を名乗っていたこと、ムラード1世からは、「ハーン」を名乗り、「ハーカーン」を称号とする刻銘文上の実例があることを示した。ただし、どのような背景や動機があって、オスマーン朝の君主が「ハーン」を名乗り、「ハーカーン」を称号としたかは、この章では明らかにされていない。

第6章は、ルーメリ(バルカン半島側)の主要都市であったエディルネに残る15世紀の刻銘文資料14点(1点は、アナトリア側のベルガマにある、関連する石板銘文である)を解説・紹介し、それらが伝える内容を考察したもので、全てオスマーン朝時代のものである。エディルネは、イスタンブール征服前に首都機能を持っていた都市であり、ルーメリ進出の拠点でもあったために、そのような都市の性格が町に残る刻銘文資料にも表れていると考えられる。オスマーン家に関わる女性グルバハール・ハートゥーンやスィッティ・ハートゥーンの名が現れる銘文、ミーハールやシハーブッディーン・パシャ、マフムードなどの功臣たちの名が出てくる銘文もあり、オスマーン朝国家のあり方を考察する手掛かりとなる可能性もある。

第7章は、中央アジアのウズベキスタン、カザクスタンでの刻銘文資料調査をもとに、解説・紹介できた資料はわずかに4点ではあるが、それらとそれらが造られた時代に書かれた歴史資料の記録を付き合わせて歴史的な背景を考察したものである。先

行研究として間野英二博士の提起された、ティームール朝建国を支えた遊牧民と定住民の結合という卓説に基づいて、残された刻銘文資料の記録がティームール自身の企図したものと見事に符合するのではないか、という推測を得るにいたった。この推測の当否は今後の検討に委ねなければならないが、刻銘文資料を歴史研究に用いるというささやかな試みを行なってみたのである。

(論文審査の結果の要旨)

亀趺の上に載り、碑表のみならず碑陰にも文章が刻まれる、東アジアに広く見られるタイプの石碑は、イスラーム世界では墓所に立てられる碑銘がややこれに似るのを除けば存在しない。ここでの「いしぶみ」は、主として石板時にはタイルなどに記され、建造物の壁面（多くはポルターユの上部や両脇などの目立つ場所）に嵌入されたものである。その記載内容は長短様々な修辭句で飾られた造営者の名と建造の年代にほぼ限られ、そこに含まれる情報量は東アジアの碑文のそれには比すべくもない。しかしながら造営者の在世中もしくは没後時を経ずに記されたこれらの銘文は、特に年代記史料に多くを待つことが出来ぬ時代と地域については、紛れもなく第一等の史料であることは言うまでもなく、建築史やアラビア文字カリグラフィー研究の史料としての価値をも有する。中東においてアラビア文字で記された銘文のコーパスの作成は19世紀の半ば以来断続的に試みられてはきたが完成にはほど遠く、他方時の経過とともに、摩耗、損壊、更には消失の危険にさらされているものも少なくない。久しくルーム・セルジューク朝史を研究してきた論者は、十数年来トルコ共和国を中心に精力的に現地調査を実施し、現場での実見と自ら撮影した写真の検討によって現在までに306点の銘文の解読を終了した。本論文は、その内の80点について、アラビア語(一部ペルシア語)本文テキスト、訳文、解説を提示し、論者自らが撮影した写真集を附編としたものであり、トルコ共和国のイスタンブール、ニイデ、アマスヤ、イズニク、エディルネの諸都市および中央アジアのサマルカンドとトルキスタン市所在の銘文が含まれ、それぞれに一章が充てられている。本論文の評価に値する特色は以下の通りである。

1. 銘文の解読とその提示。我が国の学界にこれほどの数のアラビア文字銘文が纏めて紹介されたことは、未だ曾てなかった。スルス書体を始めとする装飾的な文字を複雑に組み合わせて構成される銘文の解読には多年の経験に基づくスキルが要求されるが、論者はこれを自家薬籠中のものとして銘文のテキストを提示し、トルコの地方史研究文献において既に公刊されている銘文についても数多くの訂正を行った。

2. 造営者の称号の分析。論者は、銘文に現れる政治権力者の称号は、彼らの自己認識を示しており、その変遷にはアナトリアの政治状況の変化が反映されていることを明らかにした。すなわち、a) ルーム・セルジューク朝のスルターンたちは、「信徒の長(すなわちカリフ)の援助者、明証、協同者」などの称号を帯びるのが常であったが、1258年にモンゴル軍がバグダードを占領しアッバース朝が滅亡して以後の銘文には現れない。b) ルーム・セルジューク朝がアナトリアの内陸と地中海沿岸部を支配していた時期のスルターンたちは、「陸と海(いずれも単数)の支配者」と称していたが、支配が黒海沿岸に及んだ後には、「陸と二つの海(双数)の支配者」に変わり、更にオスマン朝がヨーロッパ側に進出した後には、「二つの陸と二つの海(いずれも双数)の支配者」が名乗られるようになった。c) ルーム・セルジューク朝の支配者の最も基本的な称号は、アラブ起源のスルターンであり、これにイラン的なシャーハンシャーが付され

る例が多かったが、テュルク・モンゴルのなハーカーンが用いられることは絶えてなかった。一方オスマン朝では、初代と二代はbegもしくはアミールを称するのみであったが、イルハン朝の崩壊により中東にハーカーンを称する者が居なくなった後の第三代ムラードに至ってスルターンとともにハーカーンの称号を採った。以上の事柄は年代記史料からも推測可能ではあったが、論者は石に刻まれた正しく動かぬ証拠をもって、これを実証した。

3. モスク建立の意図の解明。ティムールの造営に係るサマルカンドのビービー・ハヌム・モスクの銘文を読解するとともに、ティムール朝年代記によってその造営の経緯を紹介して、ティムールが、モスク建立という善行によって来世の楽園に場所を得ようとする意図を有していたことを明らかにした。

本論文で扱われた銘文はいずれも、主人公の固有名、その敬称と修辭句、その系譜、主人公自身と時にはその造営した建造物に対する神の加護を乞う祈願文と神への讃辭、時の支配者名を含む年代といった要素の全てもしくは一部を組み合わせ構成されており、論者が提出した80点という数は、銘文の類形的研究を許すに十分な数であると考えられる。論者の作業がこれに及ばなかったのは本論文の瑕疵であり、将来補われることが望まれる。

以上、審査したところにより本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2010年2月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。